

【相続】 知っていると便利

1 遺言をしておこう！

被相続人の生前に遺言書を作成してもらっていただければ問題がなかったのに、遺言書を作成してもらってないために、他の相続人とトラブルになるケースはとて多くあります。被相続人の子どもは自分だけとっていたので遺産は全部相続できると思っていたにもかかわらず、被相続人の死後、前妻との間に子どもがいたことが分かり、遺産全部を相続できなくなったケースは多くあります。

このようなケースで、他の子どもとの交渉を弁護士がするケースは多く結論はまちまちです。

2 高齢者は、最後に世話をしてもらった子（人）に財産を譲る傾向がある。

当事務所の多くの事件を参考にすると、被相続人の世話を何十年していても、最後につまらないことから被相続人と喧嘩をして、被相続人の世話をしなくなった場合、最後に世話をされた相続人に財産を相続させるという遺言書を作成するケースが非常に多くあります。なるべく高齢の被相続人とは「^{いざかい}諍」を起こさない方がよいと思われます。

3 被相続人に理解力あるときに遺言して貰いましょう。

被相続人が認知症、高齢などで理解力が劣っていたり、ない場合には遺言書が無効になる場合もありますので気を付けましょう。

当事務所で扱った事案でも、公正証書遺言書を裁判で無効にした事案や自筆証書遺言を無効にした事案があります。

4 自筆証書遺言書は、裁判所の検認が必要です。

自筆証書遺言書は、裁判所の検認を受けなければ、不動産登記の名義変更、金



融機関の預貯金の払い戻し、預金口座の変更、株式の名義変更が受けられません。

当事務所では、遺言書の検認手続きを行い、不動産登記の名義変更、金融機関の預貯金の払い戻し、預金口座の変更、株式の名義変更の手続きを行っています。

- 5 公正証書遺言書は、裁判所の検認は必要ありませんが、成人の証人二人が必要です。

公正証書遺言書は、裁判所の検認を受けなくても、不動産登記の名義変更、金融機関の預貯金の払い戻し、預金口座の変更、株式の名義変更ができます。

しかし、成人の証人二人が必要ですが、当事務所では、事前に遺言内容を作成し、弁護士二人が証人となります。また、公証人に対する公正証書遺言の手続きも行っています。

- 6 遺言書がない場合の遺産分割の交渉を行ってもらえるのでしょうか。

遺言書はないが、生前被相続人が、「お前に財産をすべてやる」と言っていたので自分がすべて相続すると言われる方もいますが、遺言書がないと被相続人がいくら「お前に財産をすべてやる」言っても相続はできません。

当事務所では、依頼者本人では、遺産分割の交渉がやりにくいことも多くありますので、依頼者と相談しながら他の相続人と交渉を行っております。

- 7 遺産分割で他の相続人に弁護士が代理人として就いたのですが、私も弁護士に依頼した方がよいでしょうか。

一概には言えませんが、一般的には、専門家の弁護士を付けられた方が早く解決すると思います。なお、原則として、当事者双方に弁護士が就いた場合、当事者本人は直接交渉しないで弁護士同士が交渉することになります。

